

令和3年度第6回立川市個人情報保護審議会議事録要旨

1 日時 令和4年2月18日(金) 午後2時～午後3時50分

2 場所 立川市役所2階 209会議室

3 次第

(1) 届出関係諮問事項

① メール受配信システムの導入について

【子ども家庭部子ども育成課】

② メール受配信システムの導入について

【子ども家庭部子ども家庭支援センター】

③ 立川市学童保育所及び児童館防犯カメラシステム(仮称)の設置について

【子ども家庭部子ども育成課】

④ 立川市幸児童館及び立川市高松児童館の指定管理者と基本協定書を締結することについて

【子ども家庭部子ども育成課】

(2) その他

4 出席者

(1) 委員

飯田会長、齊藤副会長、神宮委員、梶委員及び入谷委員

(2) 職員

[届出関係諮問実施機関]

諮問事項①：子ども育成課長、子ども育成係長及び同係主任

諮問事項②：子ども家庭支援センター長

諮問事項③：子ども育成課長、子ども育成係長及び同係主任

諮問事項④：同上

[事務局]

文書法政課長、情報公開係長及び同係主任

5 議事

(1) 届出関係諮問事項(諮問実施機関からの説明は、資料に基づくものである)

諮問事項①：(子ども家庭部子ども育成課)

【諮問の概要】

令和4年度から学童保育所及び児童館利用児童の保護者への災害時及び感染症流行時における緊急連絡手段としてメール受配信システムを導入するもの

【審議内容】

《保有個人情報の長期保存について》

○学童保育所は小学校1年生から6年生まで在籍しており、最長で6年間保存となる。

《データ管理について》

○データ入力には保護者が行うが、データ管理は職員が行う。

《メール受配信システムの実績について》

○都内でもいくつかの区で導入しているが、民間の学童保育所での導入が多い。多摩地区でも導入を検討している市がいくつかある。学校はスクールパスを利用しているところが多い。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項②：(子ども家庭部子ども家庭支援センター)

【諮問の概要】

令和4年度から立川市ドリーム学園の保護者への災害時及び感染症流行時における緊急連絡手段としてメール受配信システムを導入するもの

【審議内容】

《卒園児の保護者について》

○中心となるのは在園児であるが、卒園児向けの行事がある。

《メール登録者数について》

○事業者とは最大80名程度の登録ができるような契約をする。QRコードは保護者だけが分かるように配信し、4人まで登録できる。部外者が登録しても、誰が登録したかが分かってしまう。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項③：(子ども家庭部子ども育成課)

【諮問の概要】

令和4年7月から立川市学童保育所及び児童館における不審者対応及び犯罪等の抑制を目的に防犯カメラを設置し、その映像を記録媒体に保存するもの

【審議内容】

《モニター画面の閲覧について》

- モニター画面の閲覧は学童保育所の指導員3～4人で、他の人は閲覧できない。
モニター撮影と同時に録画も行っている。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項④：(子ども家庭部子ども育成課)

【諮問の概要】

立川市幸児童館及び立川市高松児童館の管理運営業務について、令和4年3月31日に指定管理期間が終了することに伴い、特定非営利活動法人が指定管理者となり基本協定書を締結するもの

【審議内容】

《職員の離職について》

- 全部で8館あり、1～2名の離職はあると聞いている。1館の正規職員は3名で、臨時職員もいる。
- (委員) 職員の離職が多いと、個人情報の流出が心配である。流出がないように指導して欲しい。
- 毎月一回、館長会議を開催しているので、その席で個人情報の取り扱いの重要性について指導していきたい。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、指定管理者職員による個人情報の管理等については、より慎重かつ適正な対応に努めるよう指導すること。

(2) その他

① 令和3年度第7回開催予定について

日 時 令和4年3月23日(水) 午後1時30分～

場 所 立川市役所 210会議室

内 容 届出関係諮問事項審議他

② 令和4年度の開催予定について

第1回 令和4年5月18日(水) 立川市役所 210会議室

第2回 令和4年7月27日(水) 立川市役所 210会議室

第3回 令和4年10月19日(水) 立川市役所 210会議室

第4回 令和5年1月18日(水) 立川市役所 210会議室

第5回 令和5年3月22日(水) 立川市役所 210会議室